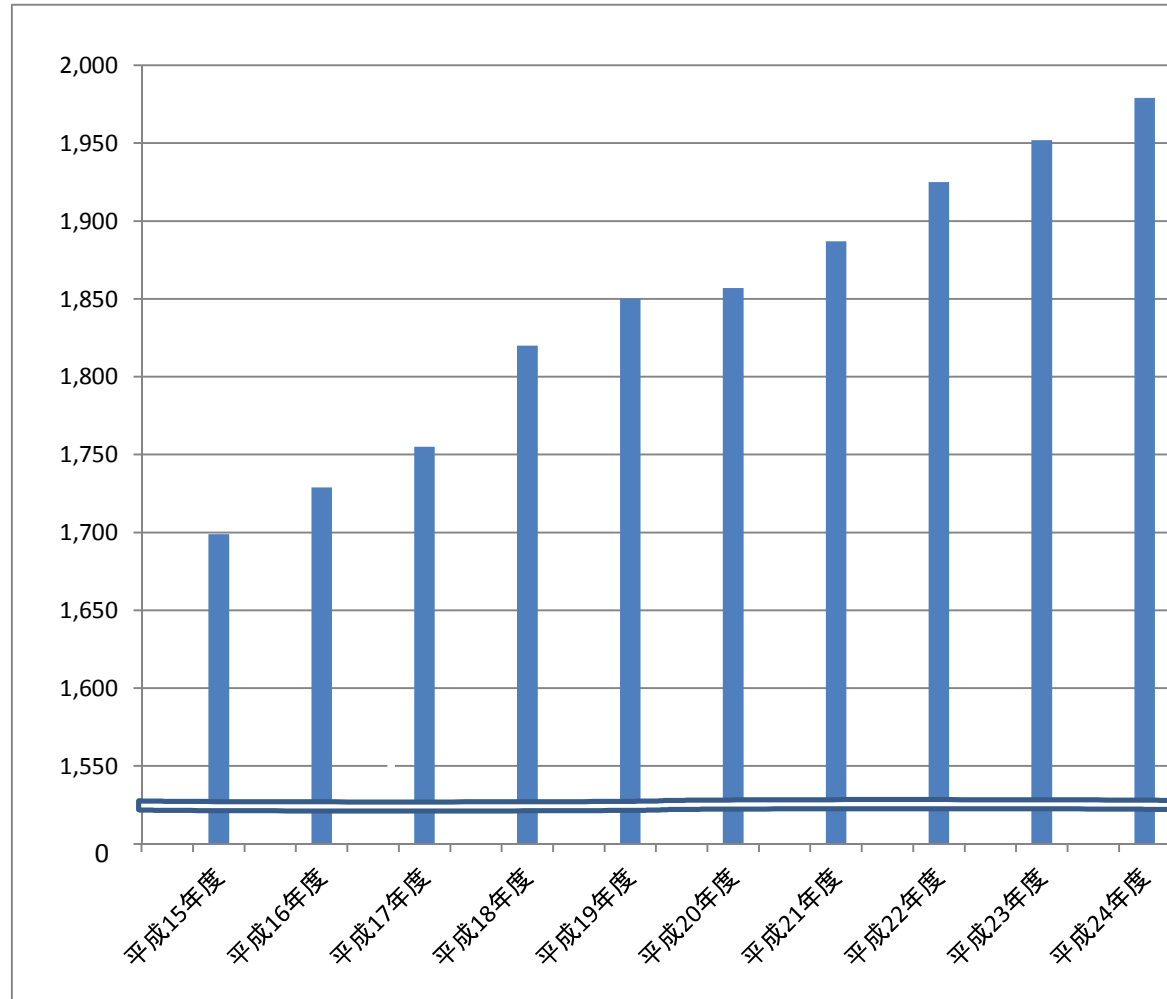


障害年金の受給者数等に関する統計資料

○ 障害年金受給者数の推移	1
○ 障害基礎年金受給者数の推移（等級別）	2
○ 障害厚生年金受給者数の推移（等級別）	3
○ 精神・知的障害に係る障害年金受給者の推移	4
○ 精神疾患の患者数の推移	5
○ 都道府県別の精神疾患の患者数（人口 1 0 万対）	6
○ 都道府県別の精神障害者保健福祉手帳所持者数（人口 1 0 万対）	7
○ 都道府県別の療育手帳所持者数（人口 1 0 万対）	8
○ 都道府県別の精神科医療機関数（人口 1 0 万対）	9
○ 都道府県別の医療施設従事精神科医師数（人口 1 0 万対）	1 0

障害年金受給者数の推移

(千人)



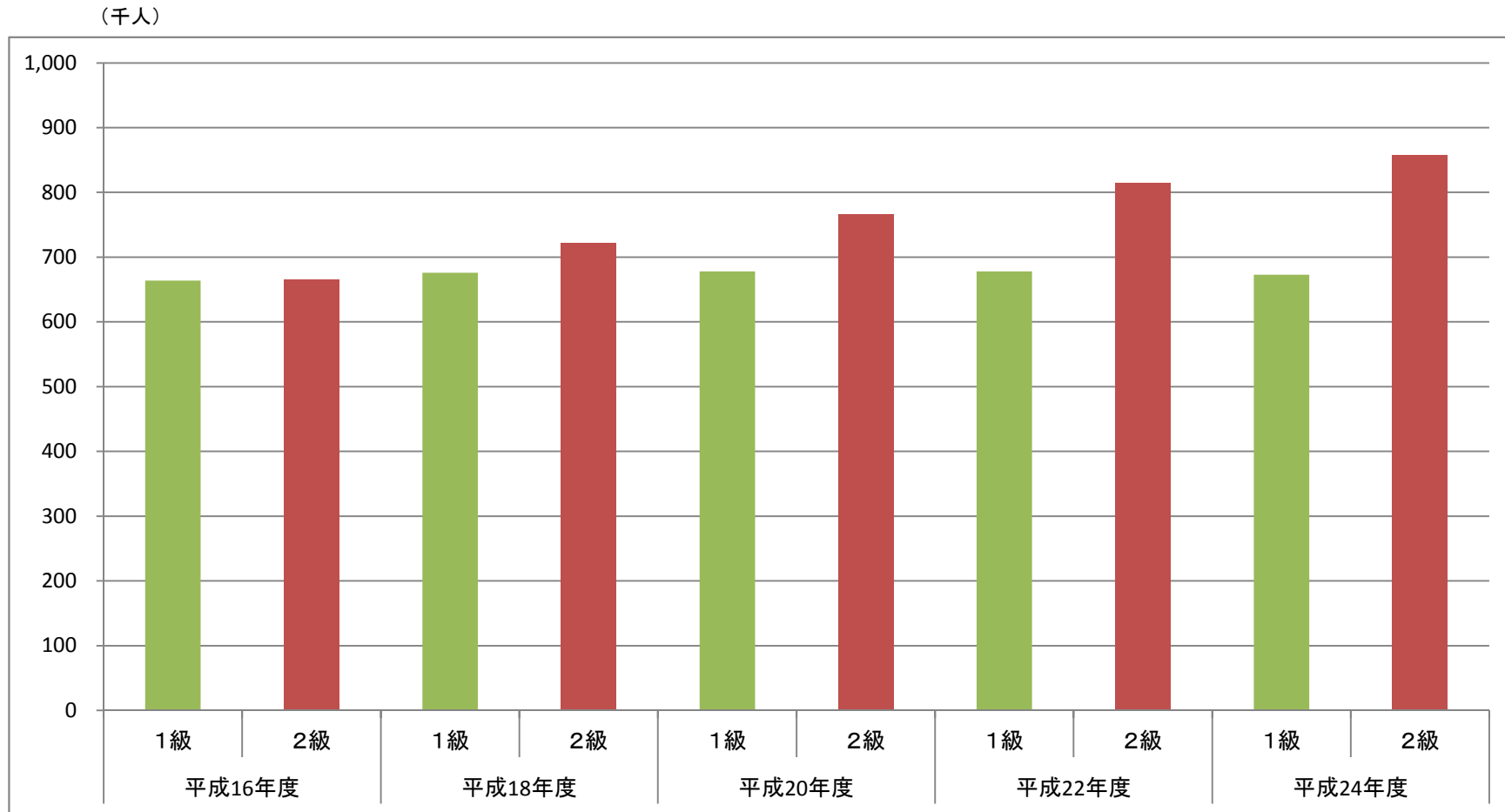
(単位：千人)

年度別	障害年金受給者数
平成15年度	1,699
平成16年度	1,729
平成17年度	1,755
平成18年度	1,820
平成19年度	1,850
平成20年度	1,857
平成21年度	1,887
平成22年度	1,925
平成23年度	1,952
平成24年度	1,979

出典：厚生年金保険・国民年金事業年報

(注) 障害年金受給者数は、厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。

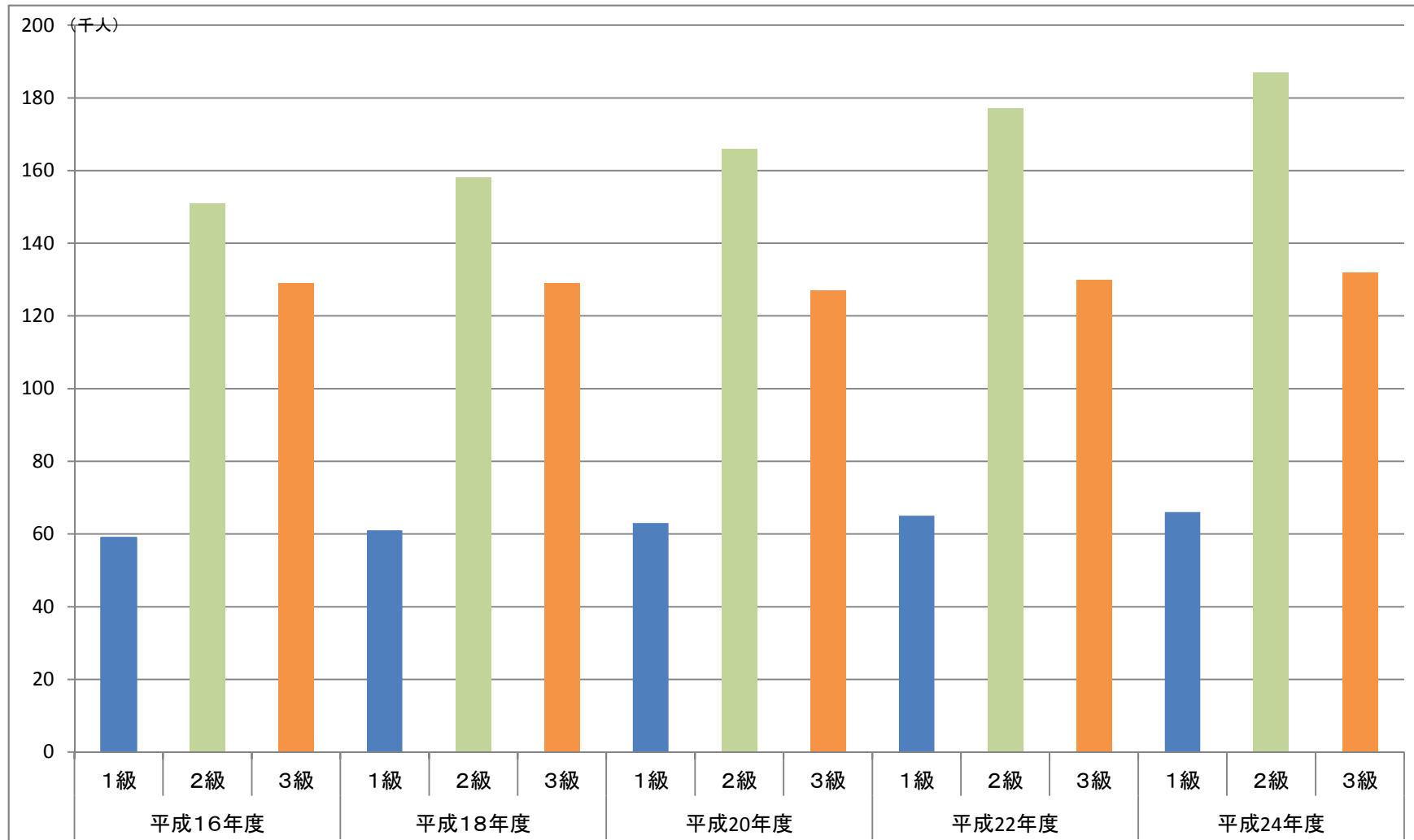
障害基礎年金受給者数の推移(等級別)



出典：厚生年金保険・国民年金事業年報

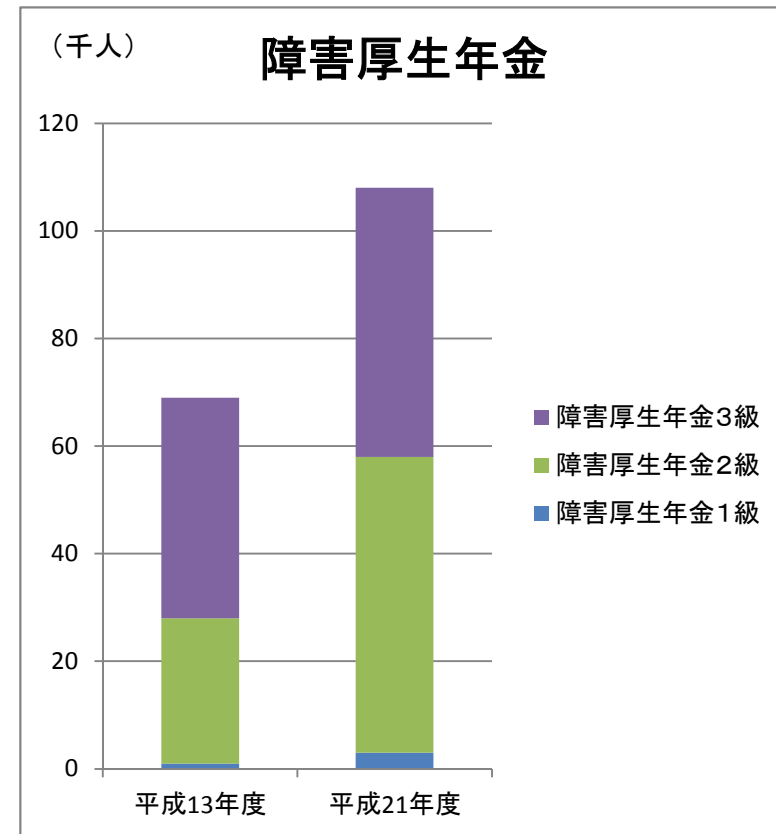
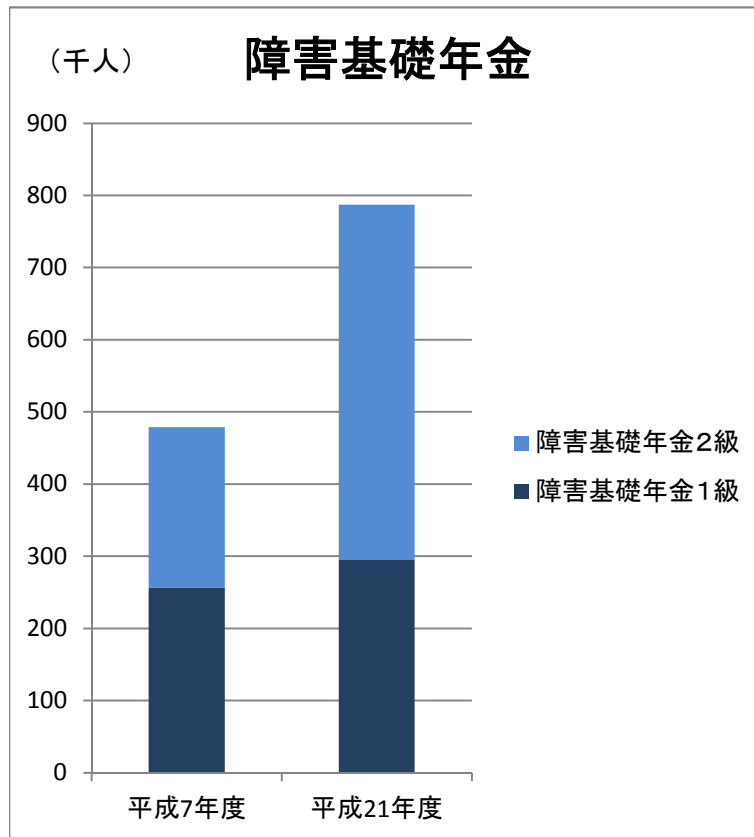
(注) 障害基礎年金受給者数は、障害基礎年金のみの受給者数。

障害厚生年金受給者数の推移（等級別）



出典：厚生年金保険・国民年金事業年報

精神・知的障害に係る障害年金受給者数の推移



(注1) 平成7年度及び平成13年度の受給者数は、各年の障害年金受給者実態調査による傷病別構成割合と、厚生年金保険・国民年金事業年報の受給者数から算出した。

(注2) 障害基礎年金受給者数は、障害基礎年金のみの受給者数。

(出典)

平成21年 障害年金受給者実態調査

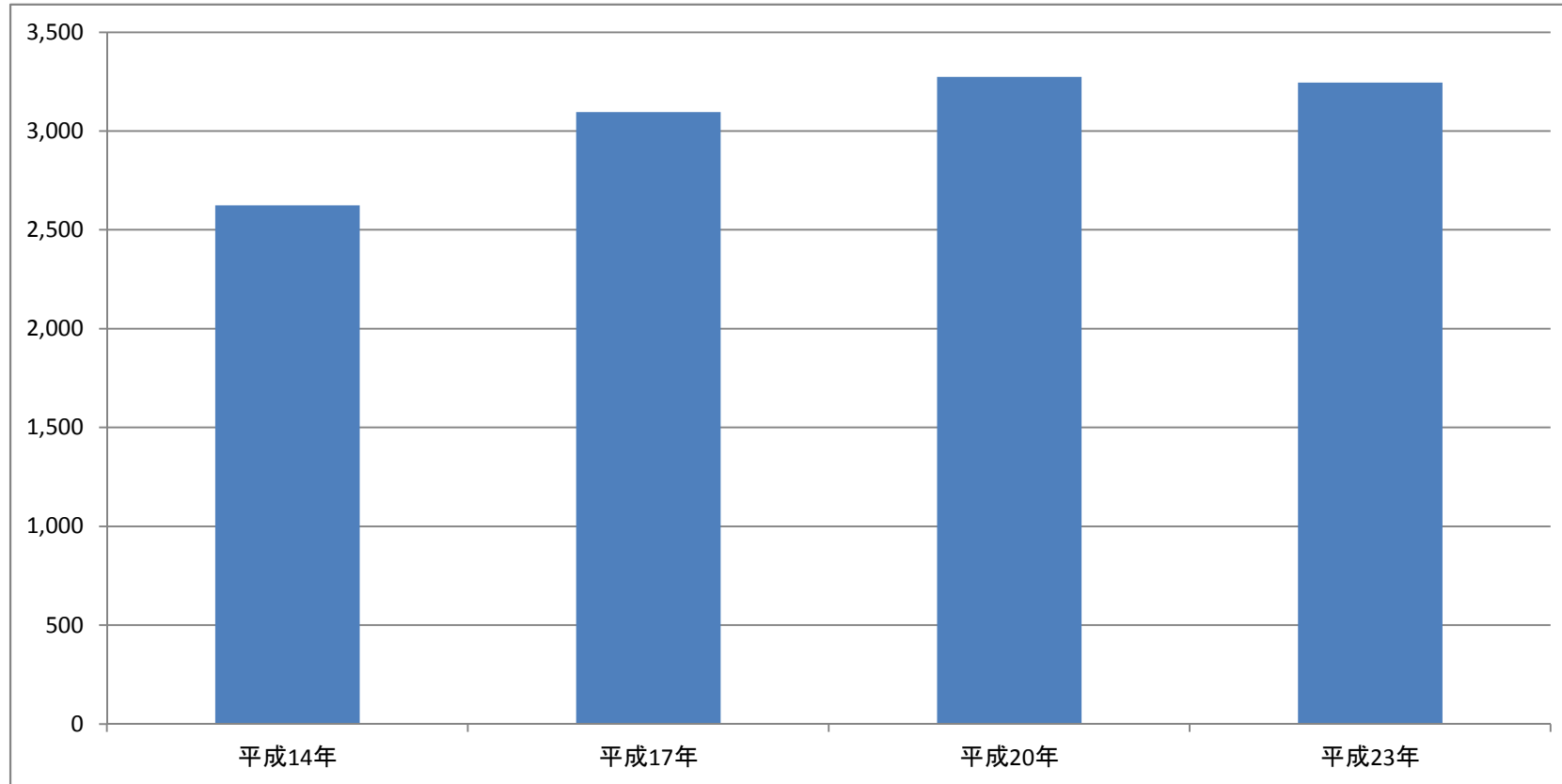
平成14年 厚生年金保険障害厚生年金受給者実態調査

平成8年 国民年金障害年金受給者実態調査

厚生年金保険・国民年金事業年報(平成7年度、平成13年度)

単位：千人

精神疾患の患者数の推移

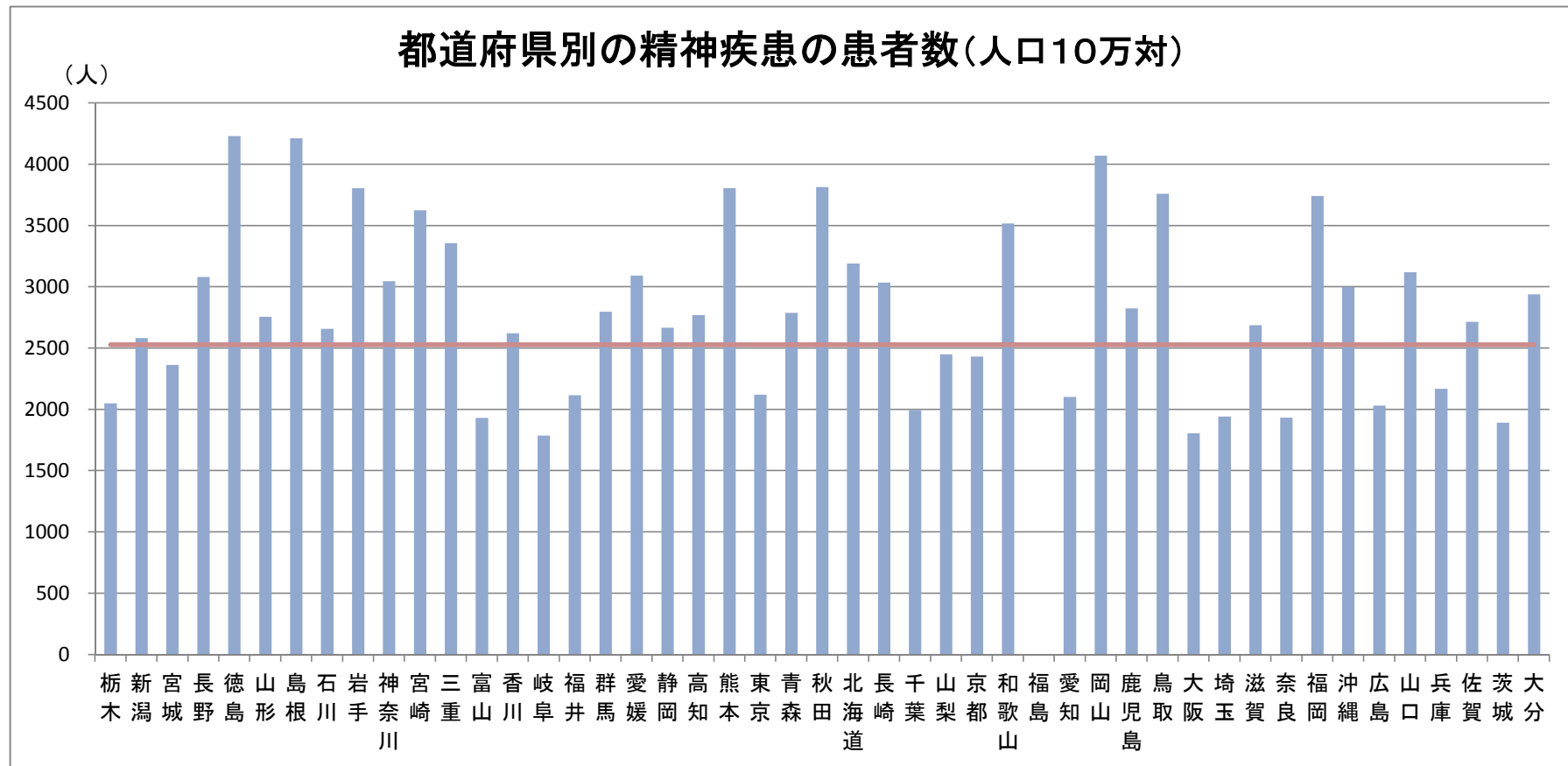


(注1) 対象疾患は以下のとおり。

血管性及び詳細不明の認知症 アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害
 その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害 統合失調症 統合失調症型障害
 及び妄想性障害 気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）神経症性障害 ストレス関連障害
 及び身体表現性障害 知的障害<精神遅滞> その他の精神及び行動の障害 アルツハイマー病
 てんかん

出典：患者調査

(注2) 平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。



平成23年患者調査

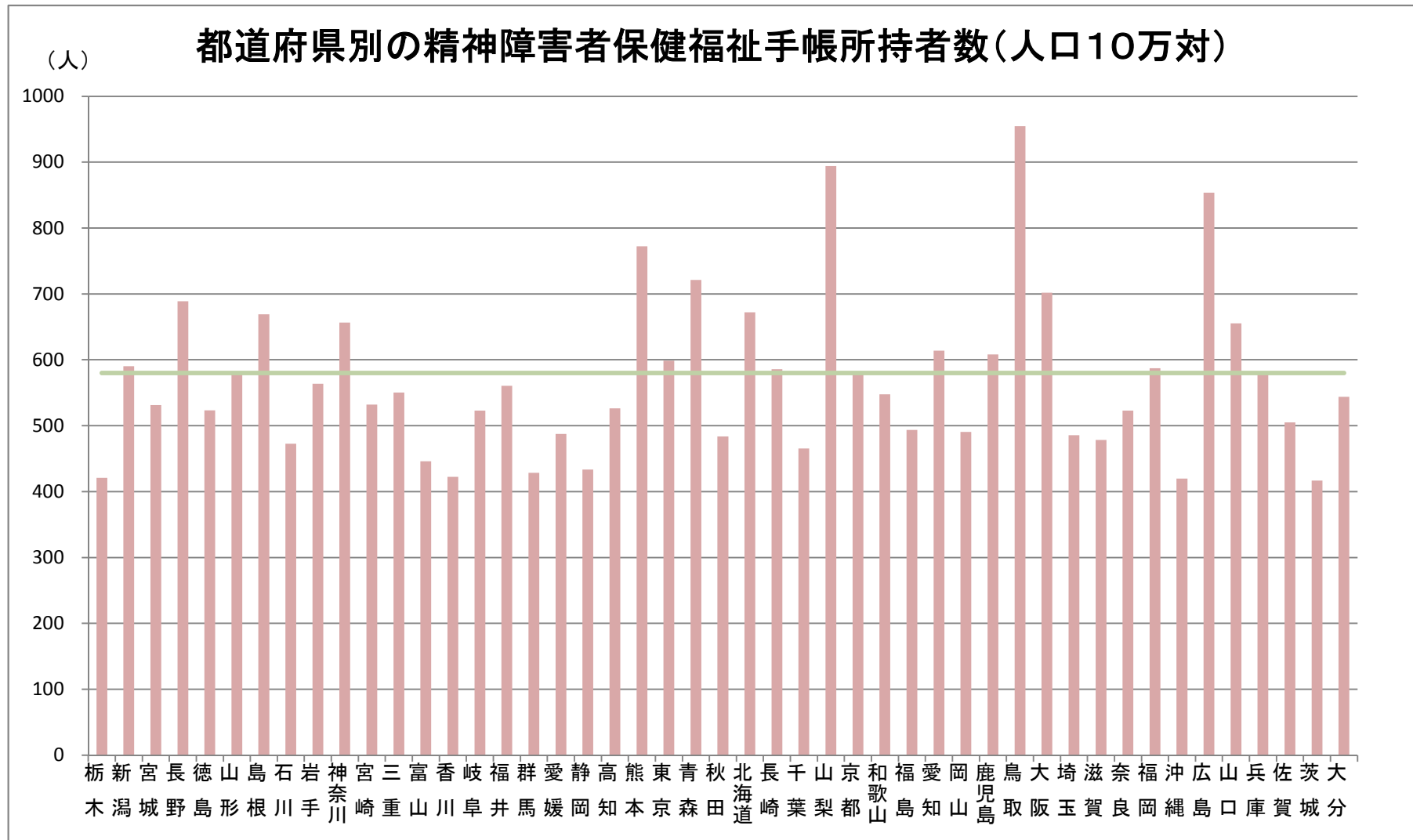
(注1)対象疾患は以下のとおり。

血管性及び詳細不明の認知症 アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害 その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害 統合失調症 統合失調症型障害及び妄想性障害 気分[感情]障害(躁うつ病を含む)神経症性障害 ストレス関連障害及び身体表現性障害 知的障害<精神遅滞> その他の精神及び行動の障害 アルツハイマー病 てんかん

(注2)都道府県の順番は不支給割合の低い順としている。

(不支給割合とは、障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った 事例のうち、都道府県の事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合)

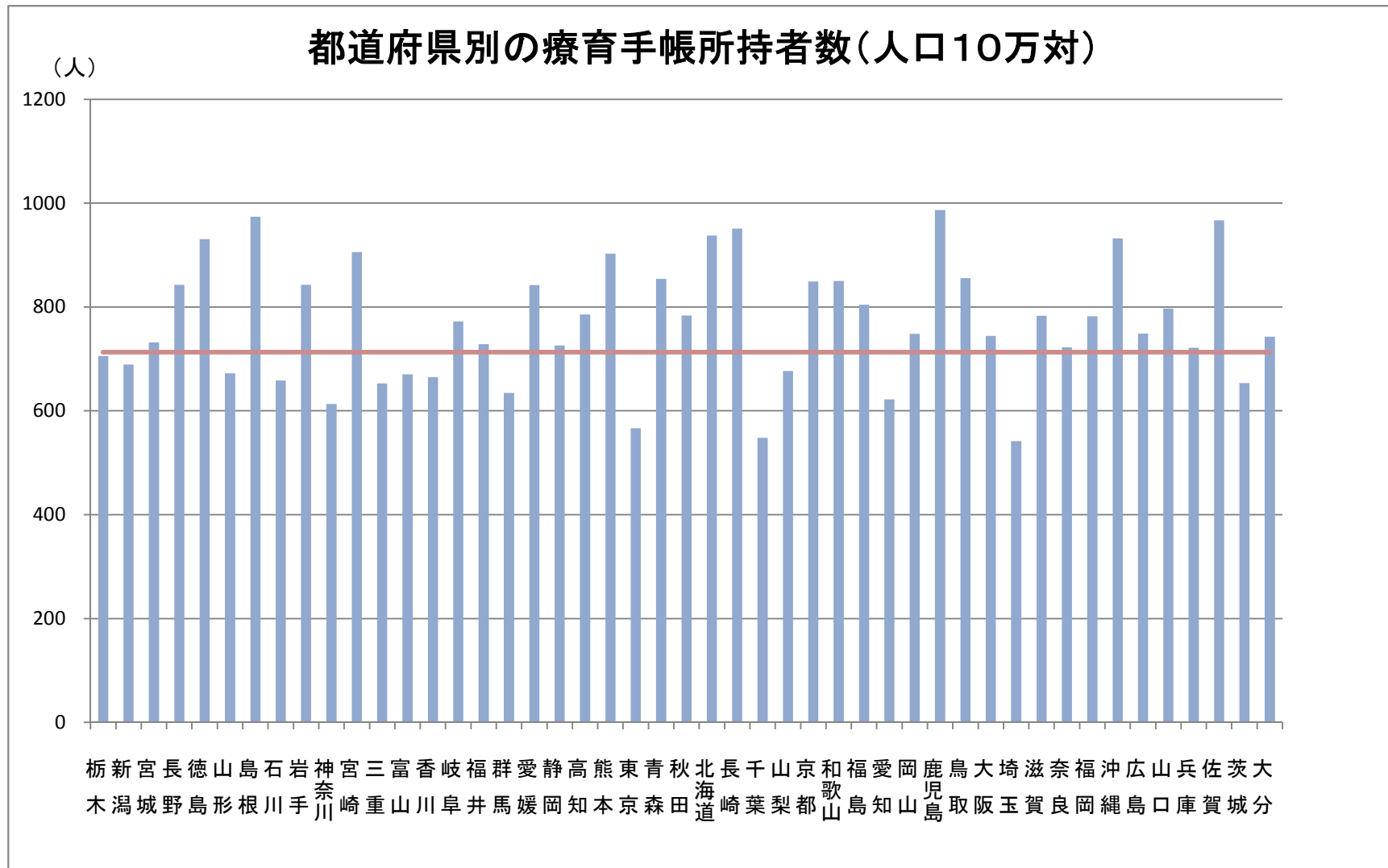
(注3)宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。



(注) 都道府県の順番は不支給割合の低い順としている。

(不支給割合とは、障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、都道府県の事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合)

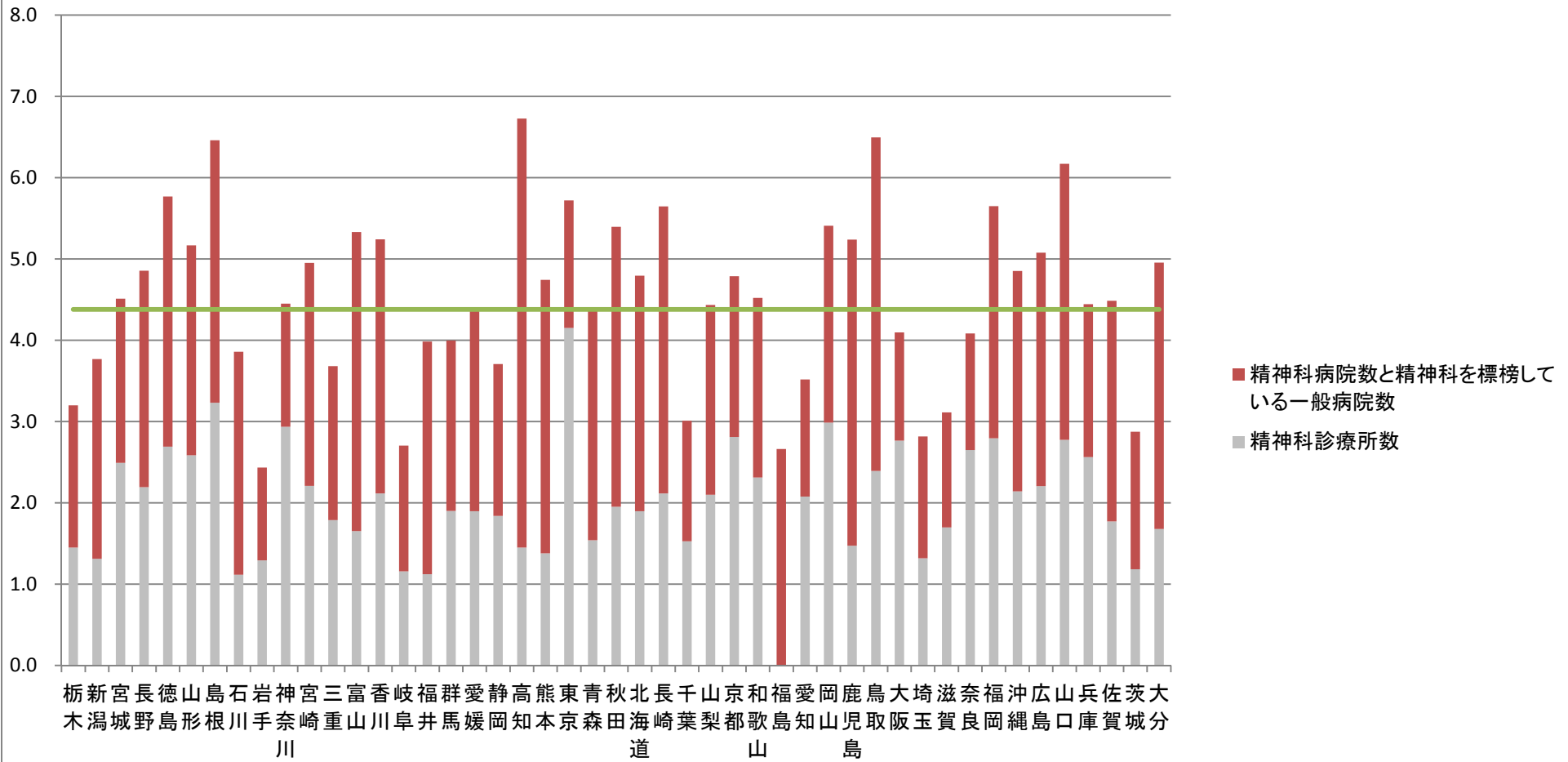
平成24年度 衛生行政報告例



平成24年度福祉行政報告例

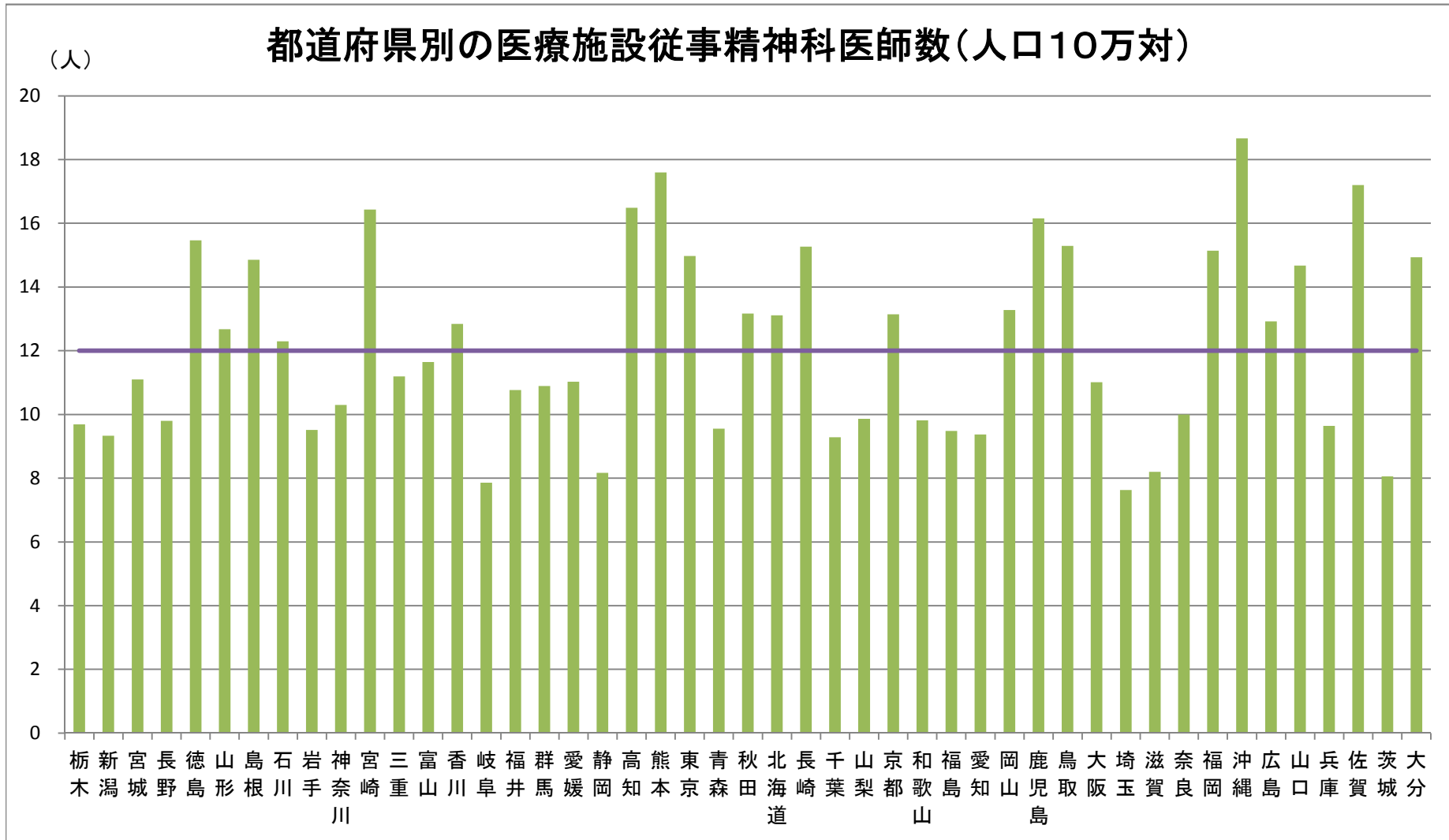
(注) 都道府県の順番は不支給割合の低い順としている。
 (不支給割合とは、障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、都道府県の事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合)

都道府県別の精神科医療機関数(人口10万対)



平成23年医療施設調査

- (注1)精神科診療所数は、単科で精神科を標榜している診療所数と主たる診療科目で精神を標榜している診療所合計数である。
- (注2)精神科診療所数は、福島県を除く。
- (注3)都道府県の順番は不支給割合の低い順としている。(不支給割合とは、障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、都道府県の事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合)



(注1) 医師数は、精神科を主たる診療科とする医師数。

(注2) 都道府県の順番は不支給割合の低い順としている。

(不支給割合とは、障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、都道府県の事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合)

平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査